

平成18年度使用小中学校用教科用図書の採択に係る府中市教育委員会
における採択基本方針について

府中市教育委員会

1 採択の基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、学習指導要領に則り、府中市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

(2) 採択の権限

府中市教育委員会が採択する。

(3) 適正かつ公正な採択の確保

教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、府中市教育委員会の責任において、採択における適正・公正の確保を期す。

(4) 開かれた採択の推進

採択結果及び採択理由について、採択後速やかに公開する。

2 採択基準

(1) 中学校用教科用図書について

ア 府中市教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助により、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位)ごとに一種の採択を行う。

イ 採択は、教科書目録に登載されたもののうちから行う。

ただし、学校教育法第107条に規定する教科用図書については、この限りではない。

ウ 採択にあたっては、専門的な調査研究を十分に行う。その際、広島県教育委員会の示す選定資料を活用する。

エ 府中市教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続きを確立する。

(ア) 府中市に選定委員会を設けるとともに調査員を置き、それぞれの責任を明確にし、その機能の充実を図る。

(イ) 選定委員会

- ・府中市教育委員会が定めた方針に基づき、調査員に教科用図書を調査する観点を示す。
- ・地域の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、委員には保護者や学識経験者を加える。

- ・すべての教科用図書について審議し、その結果について理由を付し、府中市教育委員会に答申する。

(ウ) 調査員

- ・選定委員会から示された観点に基づき、各教科用図書について綿密な調査研究を行い、報告する。
その際、特定の教科用図書に絞り込むことなく、すべての教科書図書の特徴について意見を付す。
- ・専門的な調査研究を行うことから、調査員は校長及び教員等とする。
- ・採択の公正を期すため、調査員は選定委員会の委員と重複しない。

(2) 学校教育法第107条の規定による教科用図書について

ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮したうえで、原則、文部科学省の「平成18年度用一般図書一覧」に登載された図書の中から採択する。

ただし、学校教育法第107条の規定による教科用図書の使用は、次の場合に限られる。

(ア) 小・中学校の障害児学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合

イ 各学校は、教科用図書選定会議等を設置し、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出する。